

国民健康保険の安定的な運営にご協力ください

国民健康保険は、病気やケガのときに安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんから納めていただいた国民健康保険税のほか、国・県からの補助金などを財源として市町村が運営しています。

国民健康保険の加入者が医療機関にかかったとき、窓口で自己負担された分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険は、加入者全員で支えあって成り立つ制度であり、保険税を納付いただくことは、

国民健康保険の加入者が医療機関にかかったとき、窓口で自己負担された分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険は、加入者全員で支えあって成り立つ制度であり、保険税を納付いただくことは、

この滞納されている保険税を完納いただければ通常の保険証を交付され、国民健康保険の加入者が医療機関にかかったとき、窓口で自己負担された分を除いた残りの医療費は、国民健康保険から支払っています。国民健康保険は、加入者全員で支えあって成り立つ制度であり、保険税を納付いただくことは、

国民健康保険を運営するために大変重要なことです。国民健康保険の安定した運営を図っていくためにも、保険税の納付についてご理解とご協力をお願いします。

保険税を滞納されている方は短期保険証になります

保険証の更新時に前年度までの保険税に滞納がある場合には、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されることとなります。

医療費の削減にご協力を！

市の国民健康保険の加入者数は、平成24年度以降減少傾向ですが、年間医療費の国保負担分は年々増加しています。医療費の増加が続けば、それをまかなう保険料も上げなくてはなりません。保険料の負担を増やさないためにも加入者一人ひとりが健康に気を付け、また医療機関の適正な受診を心掛けるなど、医療費の削減にご協力をお願いします。

交通事故などで国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者証を使用する場合は届出が必要です

交通事故など第三者の行為により、けがをした場合に、国民健康保険（以下、国保）および後期高齢者医療制度（以下、後期）の被保険者証を使用して治療を受けようとする時は届出が必要です。

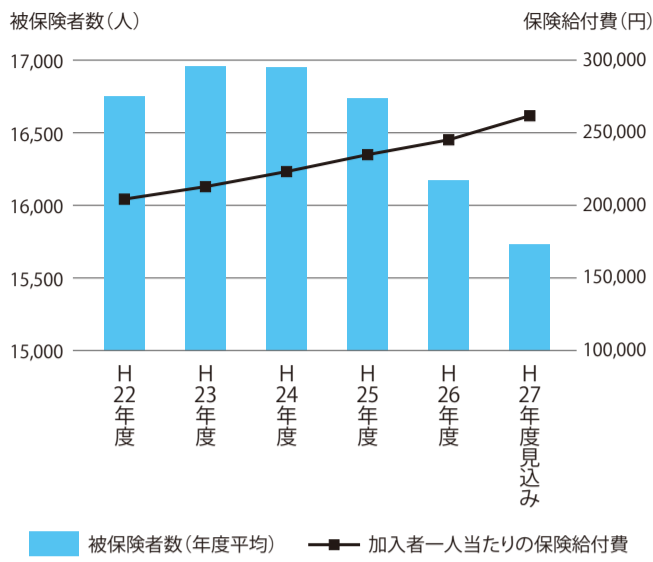
この場合、国保および後期が医療費を一次的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

ただし、加害者から医療費を受け取ったり示談を済ませてしまうと国保および後期の医療を受けられなくなることがありますので、示談の前に必ずご相談ください。なお、自損事故の場合にも届出が必要です。

※加入者が飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反でけがをした場合は、該当になりませんのでご注意ください



加入者一人当たりの保険給付費・被保険者数



柔道整復師の施術を受けられる方へ

柔道整復師の施術を受けた場合、治療内容が健康保険の対象にならないケースがあります。

医療の適正な利用のため、負傷原因（いつ・どこで・何

をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えましょう。

▼対象となる治療内容

- ・医師や柔道整復師の判断で、急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲および捻挫で内科的原因

によるものでないもの。

- ・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているもの。

（例）日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねって痛みがでたとき

▼対象とならない治療内容の例

- ・疲労性、慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労

脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術

- ・保険医療機関（病院・診療所）で同じ負傷等の治療中のもの
- ・労災保険が適用となる仕事

中や通勤途中での負傷

国民健康保険年金班

☎(70)0334

千葉県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳となった被保険者の方を対象として、歯科健診を実施します。

ぜひ、受診しましょう。

▼実施期間 6月1日(水)～10月31日(月)

▼対象者 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの千葉県後期高齢者医療被保険者の方

▼費用 歯科健診に係る窓口負担はありません。

※健診後の治療に要する費用は有料となります

▼歯科健診の項目

＜口腔診査＞

- ・歯と歯肉の状況（むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど）
- ・口腔機能の状況（舌の動き、物を飲み込む力など）

＜口腔衛生指導＞

国民健康保険年金班

☎(70)0334

むし歯、歯周疾患の予防法など

▼歯科健診の受け方

- ① 市民課国保年金班に健診の申し込み
- ② 受診票を発行
- ③ 希望する健診協力医療機関に直接予約

※受診は期間中に限り、1人1回までとなります

▼受診の際に必要な物 後期高齢者医療被保険者証・受診票

▼対象医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

※対象医療機関については問い合わせください

国民健康保険年金班

☎(70)0334

千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課給付第1班

☎043(216)5013

千葉年金事務所 ☎043(242)6320

市民課国保年金班 ☎(70)0334

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより

認知症という言葉聞いたことがない方はほとんどいないと思います。認知症は私たちにとって身近な病気(症状)となりました。厚生労働省の発表によると、2012年の時点で認知症の方は推計で462万人、認知症の前段階とされる軽度認知障害の方も400万人いると言われています。

もし自分が認知症になったら

数年後、数十年後に自分が認知症になったらと考えてみてください。認知症になっても、できるだけ長く住み慣れた自宅で生活したいと考える方は多いのではないのでしょうか？その願いを実現するには、家族や地域の方の理解が不可欠です。身近に認知症の方がいて当たり前だと理解することが、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

それでも認知症にはなりたくない

「認知症にはなりたくない」これは誰もが願うことです。しかし、認知症に絶対にならない方法や薬は今のところありません。高血圧や糖尿病などの生活習慣病を改善することや、適度な運動、人との交流を多く持つなど日頃の生活改善が予防への第1歩です。

先日、認知症サポーター養成講座で「『健診の結果を放っておくと認知症になりますよ』と言われたら病院にいけますか?」と質問したところ「行く」と答えた方が多くいました。健診結果を放置したままの方、今年の健診後はぜひ、病院へ行きましょう。それが認知症予防の近道です。

国民健康保険年金班 ☎(70)0334

地域包括支援センター ☎(70)0439 FAX(70)1093

在宅介護支援センターおおみ緑の里 ☎(73)5146

在宅介護支援センター杜の街 ☎(70)1666

ねんきんナビ

「国民年金保険料は納付期限までに納めましょう」

平成28年4月から平成29年3月までの国民年金保険料は、月額16,260円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替もあります。

未納のままにしておくと、強制徴収の手続きによって、督促が行われます。指定期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、配偶者、世帯主)の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

◆納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間や時間が省けます。また、早割・前納で納付すると、保険料の割引があります。

6カ月分まとめて前納するとさらにお得になります。

	現金で毎月納付	口座振替で前納	現金で前納
6カ月前納(10月～3月分)	97,560円	96,450円(1,110円割引)	96,770円(790円割引)

※初回は原則、前月分+前納分の引き落としとなります
※1年分・2年分の前納受付については2月末で締め切りとなりました

国民健康保険年金班 ☎(70)0334